

消防予第211号
平成28年6月17日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

樹脂製消火器の不具合（破裂事故）に係る注意喚起について

このたび、厨房内に設置されている樹脂製消火器（本体容器にポリエチレンナフタレートを用いた消火器）に係る不具合（破裂事故）が発生したとの報告が当該製品の製造者からありました。

現在、製造者において、顧客や販売代理店等に対してその取扱いに関する注意喚起及び厨房内に設置されている樹脂製消火器の回収交換が行われていることから、消防機関においても、取扱い等に留意するようお願いいたします。（事故概要及び当該製品の取扱い等については別添を参照）

また、当該事故の原因については、現在詳細な調査が進められているので、調査結果及び再発防止策に関する報告があり次第改めて通知する予定です。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただくようお願いいたします。

別添資料 「樹脂製消火器の破裂事故概要及び取り扱い方法等について」

消防庁予防課 担当：巴、田中 電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
--

樹脂製消火器の破裂事故概要及び取り扱い方法等について

1. 事故概要

(1) 発生時の状況

清掃用として業務用アルカリ洗剤が用いられている厨房に設置されている当社の樹脂製消火器において、消火器本体が破裂することにより消火薬剤が広範囲に飛散する事故が発生しました。(計4件)。負傷者なし。

事故原因は、特定の薬品が本体容器に付着すること、及び消火器内に蓄圧されている圧力が応力として作用した影響により、本体容器にケミカルクラックが発生したことにより起きていると推定しています。

(2) 原因調査について

現在、詳細な原因の究明と再発防止策を構築するため以下について徹底的な調査を行っています。また、原因究明と再発防止策が講じられるまでの間、当該樹脂製消火器の製造は中止しています。

- ① 原因物質の特定
- ② 長期的な影響の評価
- ③ 再発防止策の有効性の評価

2. 既に設置済みの樹脂製消火器の取り扱い等

(1) 自主交換について

今までに販売した全ての樹脂製消火器の設置場所を確認し、厨房内に設置されている樹脂製消火器については、SUS製消火器への自主交換を進めています。この自主交換に関する情報は、弊社のホームページ等に掲載しています。

【交換対象品：厨房内に設置されている以下の樹脂製消火器】

- ① 粉末消火器(赤色) 型式番号：消第26～5号 器種名：カルミエ CM10EP
- ② 強化液消火器(青色) 型式番号：消第27～45号 器種名：カルミエ CM2.5NN

(2) 保護カバーの無償提供について

厨房以外に設置されている場合は問題ないと判断していますが、更にご安心いただくため消火器に被せる保護カバーを準備し、ご要望されるお客様へは無償でご提供しています。

(3) 設置場所に関する留意事項について

樹脂製消火器については、素材そのものが有する特性に基づく留意事項として、本体容器ラベル及び取扱説明書に『有機系溶剤、強酸・強アルカリ類の薬品が使用されるまたは保管される場所に設置しないでください』と記載していますが、さらに、上記(2)の交換対象品以外の樹脂製消火器が、今後、厨房等に設置されないように注意を促すための措置として、「厨房設置不可シール」を貼付しています。

3. 本件に関するお問合せ先

株式会社初田製作所 商品開発部部长 佐藤 淳也 (072)856-1288
不在時お問合せ先 品質保証・環境管理部部長 鈴木 剛 (072)856-1285

以上